

ほっかいどうなかさつないこうとうようごがっこうまくべつぶんこうじてんしゃつうがくおよびつうきん かん きてい
北海道中札内高等養護学校幕別分校自転車通学及び通勤に関する規定
ほっかいどうなかさつないこうとうようごがっこうまくべつぶんこうこうちょうけつてい
(平成29年11月28日 北海道中札内高等養護学校幕別分校校長決定)

もくてき
(目的)

第1条 北海道中札内高等養護学校幕別分校自転車通学及び通勤に関する規定
(以下、「規定」という。)は、本校生徒の自転車の利用を安全なものとする
ことを目的とする。

じてんしゃつうがく てつづ およ きよか
(自転車通学の手続き及び許可)

第2条 規定は、本規定第7条が示す範囲において、保護者からの申請があった
もので以下の要件を満たす者に対し、『自転車通学・通勤許可申請書(様式
1)』の提出を求め、係により審査をした上で、校長が許可をする。
2 自転車通学・通勤に必要な要件は、次の各号に挙げるものとする。
(1) 自転車のマナーを理解し、安全に走行できること。
(2) 自宅と目的地(学校・駅・実習先等)間の道順を理解していること。
(3) 自転車通学・通勤時に困ったことがあった場合、学校や家庭に自分で
連絡することができること。
(4) 自転車をとめる場所に駐輪場があること。
(5) 健康上心配のある生徒については医者と相談すること。

きよかとけ
(許可取り消し)

第3条 交通ルール違反や本規定の違反(整備不良)があり、指導を受けたにも
かかわらず、改善が見られない場合は、自転車通学・通勤許可を取り消す。
2 許可が取り消された場合は、取り消し期間中は、徒歩または交通機関
利用とする。
3 交通ルール違反事項は次の各号に挙げるものとする。
(1) 並走
(2) 傘さし運転
(3) 無灯火運転
(4) 一時停止違反
(5) 2人乗り

- (6) 手放し運転
- (7) 蛇行運転
- (8) 無理な追い越し
- (9) スピードの出し過ぎ
- (10) 携帯電話操作運転
- (11) 音楽を聞きながらの運転

(自転車通学・通勤許可申請書の提出時期)

第4条 自転車通学・通勤許可申請(様式1)は年度ごと4月に担任へ提出する。学校はこれを1年間保存する。

第5条 現場実習、前提実習時に通学の経路と異なる場合、その都度自転車通学・通勤許可申請書(様式1)を担任へ提出する。学校はこれを実習期間中保存する。

(転居による許可の取り消し)

第6条 本規定第8条に該当しない地域に転居した場合は、許可を取り消す。

(自転車通学の期間)

第7条 自転車通学の期間は、5月の連休明けから10月31日までとする。

(通学許可該当区域)

第8条 自宅から目的地(学校・駅等)までの通学時間が、徒歩20分以上、自転車40分程度の範囲で保護者の申請があった場合に限り、生徒の実態を考慮した上で規定の手続きをし、自転車通学を許可する。

(通学路の指定)

第9条 自転車通学・通勤許可申請書(様式1)を受け、学校が危険と判断した場合において、学校より通学路の指定をする。それ以外のものは、記載した道順を通学路とする。

きよか じてんしゃ かた
(許可される自転車の型)

第10条 通学・通勤に許可される自転車の型は、次の各号に挙げるものとする。

- (1) ハンドルや反射板等の改造等をしていないもの
- (2) 両足が届く範囲のサドルの高さのもの
- (3) ブレーキのきくもの
- (4) ライトのついているもの
- (5) 鍵のついているもの
- (6) ベルの鳴るもの
- (7) 所有者名義が本人または保護者のもの

じてんしゃてんけん ぎむ
(自転車点検の義務)

第11条 自転車通学・通勤を許可された者は、家庭の責任において2回の自転車点検を行うこと。点検後、修理の必要性がある箇所が明らかな場合には、速やかに修理を行うこと。自転車点検は、本人同伴の下、5月連休後と8月に行う。

じてんしゃこうしゅうじゅこう ぎむ
(自転車講習受講の義務)

第12条 自転車は道路交通法に定める車両であり、乗り方によっては、本人及び歩行者等に重大なけがをおわせたり、場合によっては死亡させたりすることもあり得る。運転者の意識を高めるため、自転車通学者は、自転車の正しい乗り方や交通ルールに関する校内での講習を受けなければならない。講習は5月連休後の本規定第11条に示す時期と同時期に行う。

ぼうはんとうろく ぎむ
(防犯登録の義務)

第13条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律「第12条3項」より 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

じてんしゃそんがいばいしょうほけんとう かにゆう どりよくぎむ
(自転車損害賠償保険等への加入の努力義務)

第14条 ほっかいどうじてんしゃじょうれい しこう じてんしゃりようしゃ じぶん ひがいしゃ まも
めにも、交通事故を起こしてしまった場合に備えて、自転車損害賠償
ほけんとう かにゆう つと
保険等には加入するよう努める。

ちゃくよう どりよくぎむ
(ヘルメット着用の努力義務)

第15条 どうろこうつうほう かいせい ともな じてんしゃ の ひと ちゃく
用に努める。

ふそく
(附則)

- 1 この規定は、平成29年11月28日から施行する。
- 2 規定にかかわるしよぎょうむ せいとしどう ほけんたいいくぶ にな
規定に関わる諸業務は、生徒指導・保健体育部が担う。
- 3 規定以外のことが発生した場合は、その都度、生徒指導・保健体育部及び関係
ぶしよ けんとう こうちよう けっさい う
部署とで検討し、校長の決裁を受ける。
- 4 規定の改定については生徒指導・保健体育部で検討し、校長の決裁を受ける。
- 5 この規定は、令和5年4月5日から施行する。
- 6 この規定は、令和6年4月5日から施行する。